

「社労士便り 11 月」

(Vol. 128)

就業規則の効力

今月のテーマは、「就業規則の効力」です。就業規則は、その効果において、法令、労働協約には優先度は劣りますが、労働契約には優先します。言いかえれば、就業規則を下回る労働条件を定める労働契約は無効であり、就業規則の基準まで引き上げる効力を持っているということになります。

● 法第 92 条の条文

1. 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。
2. 行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

● 本条第 1 項の趣旨

本条第 1 項では、就業規則は法令に反してはならないこと、そして、就業規則は、労働組合と使用者との間の合意によって締結された労働協約に反してはならないことを定めています。つまり、同一条項について労働協約と就業規則が抵触するときは、その就業規則の条項は効力がないということになります。

また、この「反してはならない」とは、通常は、労働協約の規定する基準を下回ってはならないという意味に解されますが、労働協約の規定の解釈上、それがそれ以上のものを禁止するという意味で定められていれば、労働協約の規定を上回ることも許されないでしょう（厚労省労基局編著「労働基準法」）。

なお、就業規則の効力に関する規定は、常時 10 人未満の労働者しか使用せず、就業規則の作成、届出義務のない使用者の作成した就業規則にも適用があります。

● 本条第 2 項の変更命令

本条第 2 項では、就業規則が法令又は労働協約に反している場合において、その就業規則が事実上行われる危険を未然に防止するため、行政官庁のそのような就業規則の変更命令権を規定しています。ここでいう行政官庁とは、所轄労働基準監督署長を指し、同署長は、法令・労働協約に抵触する就業規則を作成した使用者に対し、書面をもって就業規則の変更を命じることができます。

また、変更命令は、使用者に就業規則を変更する義務を課すにとどまります。いいかえれば、当該変更命令によって就業規則が自動的に変更されるわけではなく、使用

者は、改めて意見聴取義務、届出義務、周知義務を行って、就業規則の変更手続を具体的に進行させなければなりません。

- 本条違反

本条第2項に基づく変更命令に従わなかった使用者には、30万円以下の罰金に処せられます。

- 労働契約法第12条：就業規則違反の労働契約の条文

労働契約と就業規則の関係については、以下のとおり労働契約法第12条によることと規定しています。本条は、もともと労働基準法第93条に定められていた規定を同一内容で移設したものです。

(労働契約法第12条：就業規則違反の労働契約)

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は就業規則で定める基準による。

就業規則に規定された労働条件の基準は、企業経営の観点からこれを引き下げる必要が生じ、個々の労働者がこれに同意している場合であっても、個別的な労働契約によって引き下げることはできず、労働協約の締結か就業規則の改正を必要とするという点で、この条文は、非常に重要な意義を有します。

- 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約とは

「基準に達しない」とは、基準を下回ることを意味します。例えば、就業規則では、契約社員について1日7時間労働で9千円となっているところを、個々の契約社員との労働契約では1日8時間労働で8千円と決めるような場合が該当します。

いいかえれば、本条は、就業規則で定める基準以上の労働条件を定める労働契約は、これを有効とする趣旨です。

- その部分については、無効とするとは

「その部分については、無効とする」とは、就業規則の基準に達しない部分のみを無効とする趣旨であって、労働契約中のその他の部分は有効であるという意味です。例えば、就業規則で「1日7時間・日給1万円」との基準があったときに、労働契約で「1日8時間・日給1万円」と定めた場合に、時間給の定めであることが明らかでない限り、時間数のみが無効となるのであり、日給額が減額されることはないということになります。

● 無効となった部分は就業規則で定める基準によるとは

「無効となった部分は就業規則で定める基準による」とは、労働契約の無効となった部分については、就業規則の規定に従って、労使間の権利義務関係が定まるという意味です。つまり、就業規則は、労働契約のうち、無効になることにより当事者の契約関係が空白になった部分を補充することになります。その結果、労働契約は自動的に修正されることから、労働者は修正された労働契約に基づき、過去に未払賃金等があるときはその支払を請求することができます。

(参考文献等)

- 労働法全書：財団法人労務行政研究所編（労務行政）
- 新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法：西谷敏・野田進・和田肇編（日本評論社）
- 労働基準法（下）：厚生労働省労働基準局編（労務行政）
- 労働法第11版：菅野和夫著（弘文堂）
- 労働基準法解釈総覧（労働調査会）
- 労働法：水野勇一郎（有斐閣）
- 労使協定・就業規則労務管理 Q&A（労務行政）

● プロフィール

特定社会保険労務士 佐藤 敦

平成16年：神奈川県社会保険労務士会登録